妊娠・出産・育児に係る支援制度

今回のポイント

1 制度について知る

・母性保護に関する制度
・仕事との両立を支援する制度

妊娠・出産・育児に係る制度

妊娠中

出産

出産後

復職後

労働基準法における
・母性保護規定

男女雇用機会均等法における
・母性健康管理

・産前休業(母性保護規定による)

・産後休業(母性保護規定による)

・育児休業制度
・産後パパ育休制度
・ママ・パパ育休プラス

・短時間勤務制度
・所定外労働の制限　など

母性保護・母性健康管理について

母性保護・母性健康管理とは…

女性が持つ妊娠・出産・育児といった特有の機能に配慮し、母性機能に有害な業務から保護したり、産前産後休業や軽易業務への転換を保証したりする保護措置の総称

労働基準法における母性保護規定　(一部のみ)　　女性労働者の請求に基づく措置

〇産前産後休業

〇妊婦の軽易業務転換

男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置　(一部のみ)

〇保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保

〇指導事項を守ることができるようにするための措置

→母子健康管理指導事項連絡カード

母性健康管理指導事項連絡カード

妊産婦の女性労働者が、医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えるためのカード

母性健康管理指導事項連絡カード

年　月　日

事業主　殿

医療機関等名 ----------

医師等氏名 ----------

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1．氏名　等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年　月　日

2．指導事項

症状等(該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、多胎妊娠(　　胎)、産後体調が悪い、妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、合併症等(　　)

指導事項(該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置		指導事項
休業	入院加療	
	自宅療養	
勤務時間の短縮		
作業の制限	身体的負担の大きい作業(注)	
	長時間の立作業	
	同一姿勢を強制される作業	
	腰に負担のかかる作業	
	寒い場所での作業	
	長時間作業場を離れることのできない作業	
	ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注)「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

3．上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(　月　日～　月　日)	
2週間(　月　日～　月　日)	
4週間(　月　日～　月　日)	
その他(　月　日～　月　日)	

4．その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置(在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

年　月　日

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

所属 ----------

氏名 ----------

事業主　殿

1

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)　の制限　など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮　など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮　など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮　など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮　など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮　など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置　など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限　など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮)　など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
多胎妊娠(　　胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮　など
合併症等(自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置　など

→事業主はカードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要がある

育児休業について

「育児休業制度」「産後パパ育休(出生時育児休業制度)」「パパ・ママ育休プラス」がある

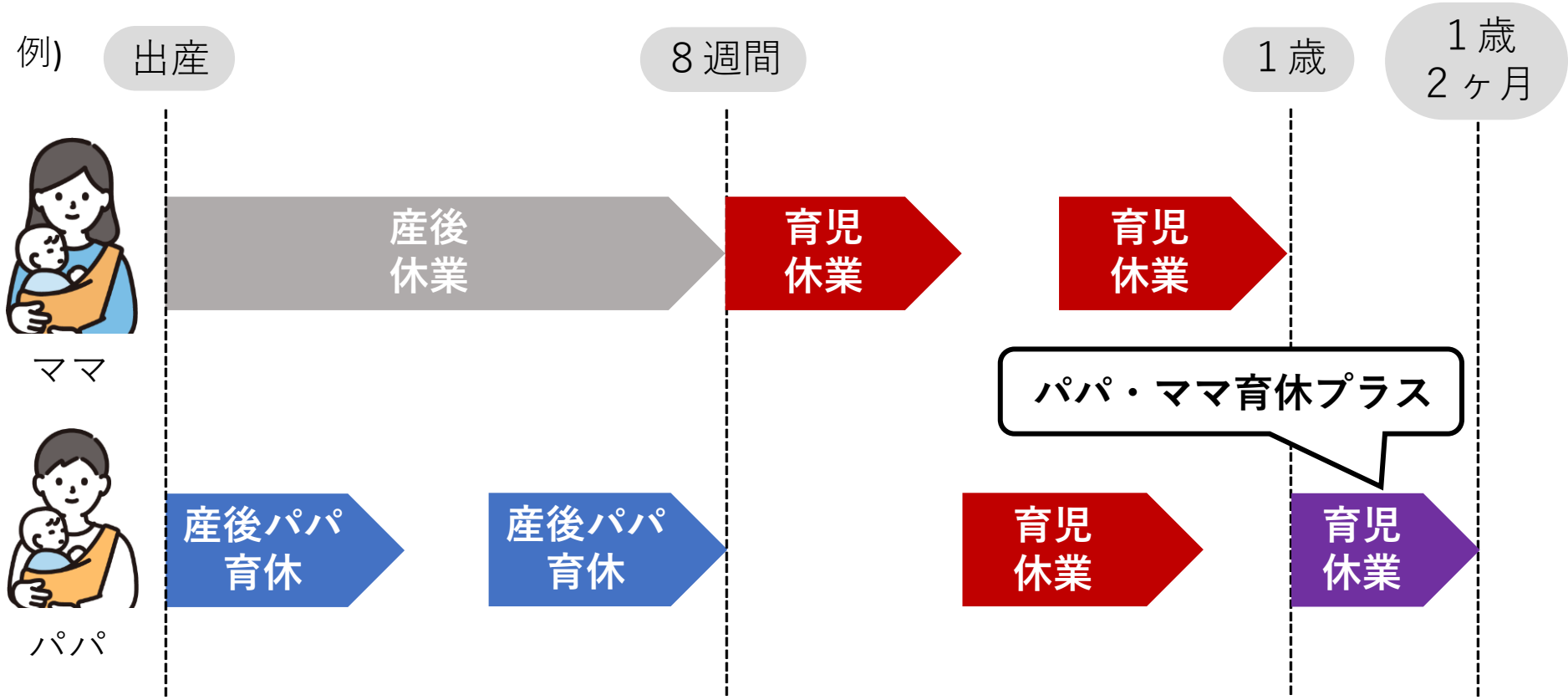

復職後の制度について

〇短時間勤務制度

〇所定外労働の制限(残業免除)　**変更**

〇子の看護休暇　**変更**

〇時間外労働、深夜業の制限

〇柔軟な働き方を実現するための措置等　**新設**

・育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

・柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認

〇仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮　**新設**

・妊娠・出産等の申出と子が３歳になる前の個別の意向聴取

・聴取した労働者の意向についての配慮

今回のポイント

2 改訂・新設された点について知る

・支援の拡大/条件の緩和/制度利用の促進

育児・介護休業法の改正

男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため・・・

柔軟な働き方ができる

仕事と育児の両立支援のニーズに対応

事業主の取組を一層促進する

○所定外労働時間の制限(残業免除)

年齢：３歳未満　→　小学校入学前まで

支援拡大

○子の看護休暇

年齢：３歳未満　→　小学校３年生まで
項目：学級閉鎖や入園(入学)、卒園式も取得可能
名称：子の看護等休暇

条件緩和

○柔軟な働き方を実現するための措置

下記５つから２つ以上の制度を措置する

①始業時刻等の変更
②テレワーク等(１０日以上/月)
③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(１０日以上/年)
⑤短時間勤務制度

支援拡大

育児・介護休業法の改正

男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため・・・

柔軟な働き方ができる

仕事と育児の両立支援のニーズに対応

事業主の取組を一層促進する

○育児休業制度
○柔軟な働き方を実現するための措置

個別周知　　：制度等の周知

意向確認　　：取得・利用の意向確認(面談など)

個別の意向確認：子や家庭の状況に応じた意向確認

(ex)勤務時間帯・勤務地の希望など

配慮　　：本人の意向に配慮する

(ex)配置、業務量の調整など

利用促進

育児・介護休業法の改正

男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため・・・

柔軟な働き方ができる

仕事と育児の両立支援のニーズに対応

事業主の取組を一層促進する

○次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律。国・自治体・事業所は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成17年に施行された10年間の時限立法。

・男性の育児休業取得率の公表義務

常時雇用労働者　1000人超　→　300人超

・計画の仕組みを見直し、数値目標の設定を義務付け

ex)育児休業の取得状況、労働時間の状況

・時限立法の延長

令和17年3月31日までに延長

利用促進

参考資料

○働きながらお母さんになるあなたへ(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001343776.pdf

○働く女性の母性健康管理のために(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000563050.pdf

さまざまな制度があることを知り
妊娠中でも働きやすい環境づくりに
つなげていきましょう！！！！